

令和5年度特定健診受診率向上事業委託（受診勧奨）

公募型プロポーザル募集要項

令和5年4月1日
成田市市民生活部保険年金課

1. 業務概要

(1) 業務名称

令和5年度特定健診受診率向上事業委託（受診勧奨）

(2) 業務の目的

本業務は、成田市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき行うものである。データを活用した特定健診の未受診者等に向けた効率的・効果的な施策を立案し、受診勧奨を実施することで特定健診の受診率向上を図ることを目的とする。

(3) 内容

別紙「業務仕様書」のとおり

(4) 業務委託期間

契約を締結した日の翌日から令和6年3月31日まで

(5) 業務委託料

4,961,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする総価契約とする。

2. 提案の手続き等

(1) スケジュール

① 公募開始日	令和5年5月15日（月）
② 質問書の受付締切日	令和5年5月22日（月）正午
③ 質問書の回答	令和5年5月25日（木）
④ 参加申請書の受付締切日	令和5年5月30日（火）午後5時
⑤ 企画提案書等の提出締切日	令和5年6月9日（金）午後5時
⑥ 評価（書類及びプレゼンテーション審査）	令和5年6月27日（火）
⑦ 選定結果の通知（発送）	令和5年6月30日（金）予定
⑧ 委託契約締結	令和5年7月初旬予定

(2) 参加申込み手続き

① 参加申込期限

令和5年5月30日（火）午後5時必着

② 書類提出方法

成田市役所 市民生活部保険年金課

※封筒表面に「特定健診受診率向上事業業務参加申請書在中」と朱書きし、書留または簡易書留にて送付すること。

※窓口受付は行わない。

- ③ 参加申込に必要な書類
 - ア 参加申請書（様式1）
 - イ 会社の概要が分かる書類（パンフレット可）

（3）質問の提出方法等

本実施要項及び実施要領、業務仕様書等の内容について、不明な点が生じた場合は下記により質問すること。

- ① 質問の受付期間
令和5年5月15日（月）～令和5年5月22日（月）正午まで
- ② 提出書類
質問書（様式2）
- ③ 提出方法
本件に係る質問は、電子メールで提出すること。なお、電話・口頭での質問は一切受け付けない。
(送付先) nenkin@city.narita.chiba.jp
(メールの件名) 【質問】 特定健診受診率向上事業委託（受診勧奨）／法人名
- ④ 質問の回答
質問の回答はホームページに掲載する。（令和5年5月25日（木））

（4）企画提案書等の提出

- ① 提出期限
令和5年6月9日（金）午後5時必着
- ② 書類提出方法
成田市役所 市民生活部保険年金課まで郵送
※封筒表面に「特定健診受診率向上事業業務参加申請書在中」と朱書きし、書留または簡易書留にて送付すること。
※窓口受付は行わない。
- ③ 参加申込に必要な書類
 - ア 提出票（様式3） 1部
 - イ 企画提案書（A4版） 8部
 - ・受診率向上事業（受診勧奨）の実施方法、内容、特徴及びアピールポイント等が詳しく分かるもの
 - ・次に掲げる書類等を添付すること
 - 1.受診勧奨の勧奨資材（見本）
 - 2.分析結果（見本）
 - ・業務スケジュール

- ・その他、本業務に係る特徴的な取り組みや提案などがあればその内容
- ウ 会社概要（A 4 版） 8 部
 - ・貴社の事業概要、本業務のための実施体制が分かるもの。
 - ・情報保護に係る認証等を確認可能な書類を添付すること。（写し可）
- エ 業務実績一覧表（A 4 版） 8 部
 - ・過去 3 年間（令和元年度～令和 3 年度）に受注した受診勧奨業務について、完了した実績のうち受診率向上の実績が分かるもの（受診率の向上を示す数値（%）の提示とそれが分かる根拠となる資料。発注者及び受注業務概要が分かるもの）
- オ 見積書 8 部
 - ・業務仕様書の予定数量に基づく予定総額（消費税及び地方消費税を含む。）での見積もりとし、必要経費の積算内訳を記入したもの。

（5）その他企画提案書全般に係る留意事項

- ① 参加希望者 1 社（団体）につき、提出は 1 件とする。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提出に要した費用は、各提案者の負担とする。
- ④ 提出された企画提案書等は公平性、透明性及び客観性を期すため公表することがある。
- ⑤ 以下のいずれかに該当する提案は無効とする。
 - ・提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - ・参加資格を満たさない者から提出されたもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
 - ・その他、行為が法令違反であり、選考結果に影響が生じるおそれのあるとき。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、地方自治法施行令第 167 条 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者であって、本業務の公募開始日から企画提案書等の提出締切日までの令和 4・5 年度成田市入札参加資格者名簿に「委託」部門「医療・医事・給食」として登録されている者とする。

- ① 手形交換所による取引停止処分を受けて 2 年間を経過しない者又は本業務の参加申込日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
- ② 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者
- ③ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者。

4. 評価及び受注候補者の選定について

(1) 選定趣旨

公募型プロポーザル方式とし、特定健診受診率向上事業委託（受診勧奨）選定審査会（以下、「審査会」という。）において、下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を受注候補者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。

① 書面及びプレゼンテーション（質疑応答を含む）による審査

◆プレゼンテーションの実施期日：令和5年6月27日（火）

開始時刻や場所等の詳細については、企画提案書等の提出締切日後、提案者に通知するものとする。

※1社あたりの持ち時間は、発表15分、質疑10分の正味25分間、会場への入室者は、3名以内とする。（予定）

② 選定基準

（2）「選定基準」による。

③ 受注候補者の選定

ア 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションによる審査を行い、各委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受注候補者として選定する。

（点数が同点になった場合は、審査会の協議により受注候補者を選定する。）

イ 提案者が1社であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

ウ 受注候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受注候補者として選定して手続きを行うものとする。

エ 選定結果は、別途文書で通知する。

ただし、選定結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

(2) 選定基準

評価項目は、以下のとおりとする。

① 実施体制評価 10点

- ・本業務の実施にあたり、提案内容を確実に実行できる体制が整えられているか。
（業務を的確・迅速に遂行するために必要な業務推進体制を整えているか）

② 業務実績評価 35点

- ・健診の受診勧奨業務について、豊富な実績(市区町村からの発注)があるか。(10点)
- ・委託者から発注された受診勧奨業務について、その業務請負前年度と比べて、受診率（法定報告値）が6%以上上昇している実績があるか。(25点)

③ 企画内容評価 45点

- ・対象者の特性に合わせた効果的な分類方法（対象者の選定及びグループ分け）を提

案し、グループに応じて受診行動を促す工夫をしているか。(10点)

・勧奨資材(通知物)には、工夫を加え、独創的なアイデアが盛り込まれているか。
(10点)

・勧奨資材は、見やすく、分かりやすいデザインであり、受診率向上に効果的なもの
になっているか。(10点)

・分析結果報告書(15点)

分かりやすく、見やすい構成になっているか。

詳細な分析がなされているか。

結果をもとに、受診勧奨方法について、次期勧奨方法の提案(新たな方法での提案
を含む。)がされているか。

翌年度以降再契約した場合、経年変化を把握できるか。

④ 個人情報保護評価 5点

・個人情報保護に係るセキュリティポリシーを定め、適切に情報が管理されているか。

・情報セキュリティの認証を取得しているか。

⑤ 価格評価 5点

・積算額は予算見込み額の上限を超えていないか。

5. 担当部局

(住所) 〒286-8585

千葉県成田市花崎町760番地

(担当課名) 成田市役所 市民生活部保険年金課

(電話番号) 0476-20-1526

(FAX) 0476-24-2095

(Eメール) nenkin@city.narita.chiba.jp